

岩手県告示第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成30年6月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 地域地区（臨港地区）
  - 2 都市計画を変更する土地の区域 釜石市港町二丁目及び只越町一丁目の各一部（別紙図面のとおりに。）
  - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - （1） 期間 平成30年6月18日から同年7月2日まで
    - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部並びに釜石市役所
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。